

甲賀市附属機関委員の選任に関する指針要綱

1. 制定の理由

附属機関の委員は、多くの市民の意見を反映することと開かれた市政を一層推進するため、その委員については広く適切な人材を選任する必要があることから、甲賀市附属機関の委員の選任に関して基本的な事項をこの指針により定めるものとする。

2. 制定の概要

(1) 委員の数

- ・法令等の規定がある場合を除き、設置の目的から適正と判断する人員とし「20人以内」を原則とします。

(2) 委員の要件等

- ・中立性の保持から、特例を除き市議会議員及び市職員(非常勤の特別職を除く。)は選任しないことを原則とします。
- ・「4以上」の附属機関の委員に重複選任しないことを原則とします。ただし、目的、専門性、市民団体の人員構成により他に適当な人材がない場合等は、例外的に4以上の選任を認めます。
- ・委員は原則として通算3期を超えて再任しないものとします。ただし、委員の専門的知識、経験等から例外的に認めます。

(3) 委員の構成

- ・設置目的や所掌事項等を踏まえ、地域、性別、年齢等に充分配慮したうえで、選任することを原則とします。
- ・男女構成は、「甲賀市男女共同参画計画」により、男女とも「比率40%」を下回らないことを原則とします。

(4) 委員の公募

- ・附属機関は、市民意見の行政運営への反映を主たる目的の一つとし、市民参加の推進が当然求められることから、公募による委員枠を設けることを原則とします。
- ・公募の委員数は、委員数全体の「20%以上」となるよう努めます。
- ・法令等の制限、専門的な知識、不服審査等の公募が適当でない場合は除きます。

(5) 適用日

- ・平成26年4月1日から施行します。ただし、任期中の委員については、次回改選時から適用とします。